

# 福井県立福井南特別支援学校給食・寄宿舍食調理等業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

学校給食調理等業務を民間事業者へ委託するにあたり、民間事業者の技術力や専門性を活用するとともに学校給食調理等業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により委託事業者を決定するものである。

## 2 委託業務の内容等

- (1) 業務名  
福井県立福井南特別支援学校給食・寄宿舍食調理等業務委託
- (2) 契約期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 委託業務の内容  
別添1「福井県立福井南特別支援学校給食・寄宿舍食調理等業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託金額上限額  
【3年間の総額】96,393,000円（消費税および地方消費税を含む。）  
【各年度の内訳】  
令和8年度 32,131,000円（消費税および地方消費税を含む。）  
令和9年度 32,131,000円（消費税および地方消費税を含む。）  
令和10年度 32,131,000円（消費税および地方消費税を含む。）

## 3 企画提案参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。（この公告の日から提案書提出日までに資格審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (3) 現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 本校との連絡調整を速やかに行うために、福井県内に本社、支社、支店、営業所もしくは事業所（以下「事業所等」という。）を有すること。

- (7) 過去3年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業禁停止処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (8) 製造物責任法（平成6年法律第86号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (9) 学校、福祉施設又は医療施設で、受託する事業と同規模程度以上の食数の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (10) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。
- (11) 緊急時速やかに対応できる代行者を確保できること。
- (12) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (13) 令和7年度福井県競争入札参加資格者名簿に給食調理業務の登録があること。

#### 4 受託者の選定に係るスケジュール

項目	日程
公告、実施要領等の公表	令和8年2月27日（金）
現場見学会	令和8年3月3日（火）
質問受付期限	令和8年3月3日（火）
企画提案参加申請書受付期限	令和8年3月3日（火）
企画提案書提出期限	令和8年3月6日（金）
企画提案書のプレゼンテーションおよびヒアリング審査	令和8年3月10日（火）
受託候補者の選定（プロポーザルの結果通知）	令和8年3月中旬

#### 5 企画提案への参加申込及び辞退

- (1) 申請方法
 

企画提案の参加を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、参加申請書提出後に企画提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式3）を提出すること。

  - ア 企画提案参加申請書（様式1）
  - イ 会社概要書（様式2）
  - ウ 競争入札参加資格審査申請書の写  
※福井県の競争入札参加資格を有していない場合に限る。
- (2) 企画提案参加申出書の提出期限  
令和8年3月3日（火）17時（必着）
- (3) 提出先  
福井県立福井南特別支援学校  
〒918-8034 福井県福井市南居町82  
電話 0776-36-7631
- (4) 提出方法  
上記提出先への持参又は郵送等により提出すること。
- (5) 参加資格審査結果通知  
参加資格審査の結果については、速やかに、書面または電子メールで通知する。

#### 6 現場見学会の開催

- (1) 開催日時  
令和8年3月3日（火）15時から

- (2) 場所  
福井県立福井南特別支援学校
- (3) その他
  - ア 見学会の出席は1事業者3名以内とし、前日までに現場見学会参加申込書（別紙1）を電子メールで提出すること。
  - イ 厨房入室希望者は最近1カ月以内の検便結果の写し、白衣、帽子、マスク、履物を準備すること。

## 7 本委託業務及び企画提案に関する質問

- (1) 受付期間  
令和8年3月3日（火）17時まで
- (2) 提出方法  
質問書（様式4）の形式で作成し、電子メールまたはFAXにて送付すること。
- (3) 提出先  
E-mail:fukumisien@pref.fukui.lg.jp  
FAX:0776-36-7147
- (4) 質問に対する回答方法  
受け付けた質問に対する回答を取りまとめた上で、令和8年3月4日（水）を目処に全ての企画提案参加事業者に対して電子メールにより通知する。
- (5) その他  
受付期間経過後の質問、参加資格を有しない事業者からの質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

## 8 企画提案書の作成内容等

企画提案書は、1事業者1提案とし、別添2「福井県立福井南特別支援学校給食・寄宿舎食調理等業務委託の企画提案に関する評価項目」の評価要素に基づいて作成し、下記により提出すること。

- (1) 提出書類
  - ① 調書等提出書（様式5）
  - ② 業務に関する調書（様式6の1～6の6）
  - ③ 参考業務価格（様式7） ※年度ごとに見積書を算出すること
  - ④ 他の学校又は福祉施設等で調理実績を有していることを証明する書類（契約書の写しなど）1件以上3件以内
  - ⑤ 代行者（労働争議、業務停止等の事情により委託業務の全部又は一部の履行が困難となった場合に、受託者に代わって確実に業務を履行することができる者）が確保できることを証明する書類（代行者の承諾書（任意様式）など）
  - ⑥ 損害賠償を確実に担保できることを証明する書類（保険の加入証の写しなど）
  - ⑦ 納税証明書（3か月以内に取得したもの）
    - ・福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）
    - ・消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（税務署）
  - ⑧ 安全衛生管理に関する会社独自のマニュアルや基準等
  - ⑨ 会社の決算書（直近3事業年度分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）の写し
  - ⑩ 会社の概要がわかるパンフレット等
- (2) 提出部数  
正本1部、副本5部とする。（副本はコピー可）
- (3) 提出先  
5（3）に同じ。
- (4) 提出方法

5（4）に同じ。ただし、郵送等の場合は提出期限必着とし、提出期限に到着しない場合は失格とする。なお、発送と同時に発送した旨を提出先に電話で連絡すること。

（5）企画提案書の提出期限

令和8年3月6日（金）17時

（6）その他

提出後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

## 9 企画提案の審査・選考

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補事業者を選考するため、「福井県立福井南特別支援学校給食・寄宿舍食調理等業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

審査は、提出された企画提案書による書面審査及び選定委員会における事業者からの説明（プレゼンテーションおよびヒアリング、以下「面接審査」という。）に基づき実施する。

選定委員会において、別添2「福井県立福井南特別支援学校給食・寄宿舍食調理等業務委託の企画提案に関する評価項目」により委員毎に採点を行い、最優秀企画提案及び次点企画提案を選定する。

企画提案を提出した事業者が1事業者のみの場合は、最優秀企画提案として選定するかについて審査する。

なお、応募状況により、書類審査を実施した上で面接審査の実施対象事業者を選定する場合がある。

面接審査の実施は、令和8年3月10日（火）とし、実施方法等の詳細については、別途通知する。

## 10 審査結果等の通知

審査終了後、速やかに全ての企画提案参加事業者に対し書面または電子メールで審査結果を通知する。

なお、審査経過について公表せず、審査結果の意義申し立ては受け付けない。

## 11 契約

（1）本件企画競争による委託事業者の選定については、当該委託契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降において当該予算の執行が可能となったときにその効力が生じるものであり、最優秀企画提案に選定された事業者と協議、調整を行い、協議等が整った上で随意契約を締結する。

なお、最優秀企画提案の事業者との協議等が整わない場合は、次点企画提案の事業者と改めて協議を行うこととする。

（2）当該委託契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、令和8年度以降において当該委託契約に係る歳出予算の減額及び削除があった場合には、当該委託契約を解除することができるものとする。

## 12 その他

（1）守秘義務

本件において、学校から提供を受けた文書及び知り得た情報については、本企画提案以外の目的に使用してはならない。

（2）経費の負担

本企画提案に係る一切の費用は、企画提案参加事業者の負担とする。

（3）提出書類

本企画提案に際し提出された書類は、返却しないものとする。

なお、提出された書類は、最優秀企画提案の選定の用途以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は別途協議する。

（4）失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 応募資格審査の結果通知までに、提案者が企画提案参加資格を満たさなくなった場合
- イ 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- ウ 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- エ 提出資料に虚偽の記載があった場合
- オ 著しく信義に反する行為があった場合
- カ 契約を履行することが困難と認められる場合
- キ 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- ク 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ケ 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

別添 2

福井県立福井南特別支援学校給食・寄宿舍食調理等業務委託の  
企画提案に関する評価項目

項目	視点	配点
学校給食に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心な給食を提供するための理念</li> <li>・法令遵守</li> <li>・学校給食の意義や特色の理解度</li> <li>・調理業務に取り組む意欲</li> </ul>	10
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用体系・人事・労務管理</li> <li>・県内在住人材の雇用</li> <li>・従業員の配置計画</li> <li>・従業員の教育・各種研修体制</li> </ul>	25
安全衛生管理体制 職場環境への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理体制や食中毒・異物混入の具体的な防止策</li> <li>・従業員の健康管理体制（熱中症対策）</li> <li>・個別対応食（食物アレルギー、胃ろう対応等）を提供するための方策と事故防止策</li> <li>・従業員に対する福利厚生</li> <li>・損害賠償保険への加入</li> </ul>	25
食育推進への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育の推進に向けた協力</li> <li>・地場産給食についての考え方とその実現に向けた取組や工夫</li> </ul>	10
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食調理業務の受託実績</li> <li>・代替調理員の確保や緊急時の体制</li> </ul>	20
経費見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書を踏まえた見積額の妥当性</li> </ul>	10
会社の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤は安定しているか</li> </ul>	
		100